令和８年第４回君津市議会定例会議案

令和８年１１月２７日

君　　津　　市

令和８年第４回君津市議会定例会付議議案目録

議案番号	件名	頁
議案第１号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	１
議案第２号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	３
議案第３号	監査委員の選任について	５
議案第４号	監査委員の選任について	７
議案第５号	教育委員会委員の任命について	９
議案第６号	一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	１１
議案第７号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	２５
議案第８号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	２９
議案第９号	君津市図書館条例の一部を改正する条例の制定について	３３
議案第１０号	君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例及び君津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	３７
議案第１１号	君津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	４１
議案第１２号	君津市森林体験交流センターの指定管理者の指定について	４５
議案第１３号	内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地の指定管理者の指定について	４７
議案第１４号	君津市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて	４９
議案第１５号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	５１
議案第１６号	令和８年度君津市一般会計補正予算（第９号）	別冊
議案第１７号	令和８年度君津市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	別冊
議案第１８号	令和８年度君津市介護保険特別会計補正予算（第２号）	別冊

議　案　番　号	件　　名	頁
議案第１９号	令和８年度君津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	別冊

議案第１号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

記

住　所　君津市六手

氏　名　能　城　雪　子（７０歳）

令和８年１１月２７日提出

君津市長　石　井　宏　子

議案第２号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

記

住　所　君津市平山

氏　名　石　井　和　子（６４歳）

令和８年１１月２７日提出

君津市長　石　井　宏　子

議案第３号

監査委員の選任について

君津市監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　所　君津市折木沢

氏　名　鴇　田　源　一（７８歳）

令和８年１１月２７日提出

君津市長　石　井　宏　子

議案第４号

監査委員の選任について

君津市監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　所　君津市台二丁目

氏　名　古　宮　広　明（６７歳）

令和８年１１月２７日提出

君津市長　石　井　宏　子

議案第５号

教育委員会委員の任命について

君津市教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　所　君津市俵田

氏　名　黒　川　倫　行（６７歳）

令和８年１１月２７日提出

君津市長　石　井　宏　子

議案第６号

一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１１月２７日提出

君津市長　石　井　宏　子

提案理由

令和８年１０月の千葉県人事委員会勧告に準じ職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給月数の引上げを行うため、一般職の職員の給与等に関する条例（昭和４５年君津市条例第２１号）、君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成２１年君津市条例第２号）及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第２１号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第　　号

一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

第１条　一般職の職員の給与等に関する条例（昭和４５年君津市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第２１条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に改め、同条第３項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の７１．２５」を「１００分の７３．７５」に改める。

第２２条第２項第１号中「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に改め、同項第２号中「１００分の５１．２５」を「１００分の５３．７５」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第４条第１項）

行　政　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級	８　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300	0
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800	0
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300	0
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800	0
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100	0
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400	0
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600	0
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800	0
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100	0
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400	0
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600	0
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800	0
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600	0
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400	0
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200	0
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800	0
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400	0
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000	0
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600	0
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300	0
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100	0
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500	0
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200	0
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700	0
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100	0
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500	0
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900	0
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300	0
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600	0
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900	0
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200	0
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500	0
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800	0

	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100	0
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400	0
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700	0
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800	0	0
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100	0	0
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400	0	0
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600	0	0
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900	0	0
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100	0	0
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400	0	0
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600	0	0
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900	0	0
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200	0	0
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500	0	0
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700	0	0
任期付職員及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000	0	0
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300	0	0
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500	0	0
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700	0	0
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000	0	0
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300	0	0
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500	0	0
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700	0	0
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000	0	0
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300	0	0
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500	0	0
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700	0	0
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000	0	0
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300	0	0
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500	0	0
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700	0	0
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400	0	0	0
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700	0	0	0
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900	0	0	0
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100	0	0	0
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400	0	0	0
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700	0	0	0
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900	0	0	0
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100	0	0	0
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400	0	0	0
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700	0	0	0
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900	0	0	0
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100	0	0	0
	86	275,500	315,300	366,500	0	0	0	0	0
	87	275,800	315,600	366,900	0	0	0	0	0
	88	276,100	315,900	367,300	0	0	0	0	0
	89	276,400	316,200	367,500	0	0	0	0	0

	90	276,700	316,500	367,900	0	0	0	0	0
	91	277,000	316,800	368,300	0	0	0	0	0
	92	277,300	317,100	368,700	0	0	0	0	0
	93	277,600	317,300	368,900	0	0	0	0	0
	94	0	317,500	369,200	0	0	0	0	0
	95	0	317,800	369,600	0	0	0	0	0
	96	0	318,200	369,900	0	0	0	0	0
	97	0	318,400	370,200	0	0	0	0	0
	98	0	318,700	370,600	0	0	0	0	0
	99	0	319,000	371,000	0	0	0	0	0
	100	0	319,400	371,400	0	0	0	0	0
	101	0	319,600	371,900	0	0	0	0	0
	102	0	319,900	372,300	0	0	0	0	0
	103	0	320,200	372,700	0	0	0	0	0
	104	0	320,500	373,100	0	0	0	0	0
	105	0	320,700	373,600	0	0	0	0	0
	106	0	321,000	374,000	0	0	0	0	0
	107	0	321,300	374,300	0	0	0	0	0
	108	0	321,600	374,600	0	0	0	0	0
	109	0	321,800	375,000	0	0	0	0	0
	110	0	322,100	0	0	0	0	0	0
	111	0	322,500	0	0	0	0	0	0
	112	0	322,800	0	0	0	0	0	0
	113	0	323,000	0	0	0	0	0	0
	114	0	323,200	0	0	0	0	0	0
	115	0	323,500	0	0	0	0	0	0
	116	0	323,900	0	0	0	0	0	0
	117	0	324,100	0	0	0	0	0	0
	118	0	324,300	0	0	0	0	0	0
	119	0	324,600	0	0	0	0	0	0
	120	0	324,900	0	0	0	0	0	0
	121	0	325,200	0	0	0	0	0	0
	122	0	325,400	0	0	0	0	0	0
	123	0	325,700	0	0	0	0	0	0
	124	0	326,000	0	0	0	0	0	0
	125	0	326,300	0	0	0	0	0	0
任期付職員		216,200	251,500	282,500	314,000	329,500	354,500	397,000	439,600
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400

備考　この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第２５条に規定する職員を除く。

第２条　一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第２１条第２項中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に改め、同条第３項中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の７３．７５」を「１００分の７２．５」に改める。

第２２条第２項第１号中「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に改め、同項第２号中「１００分の５３．７５」を「１００分の５２．５」に改める。

（君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第３条　君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成２１年君津市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表中「４０５，０００」を「４１９，０００」に、「４５５，０００」を「４７０，０００」に、「５０８，０００」を「５２５，０００」に、「５７４，０００」を「５９３，０００」に、「６５５，０００」を「６７７，０００」に、「７６５，０００」を「７９０，０００」に、「８９３，０００」を「９２３，０００」に改める。

第８条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の９６．２５」を「１００分の９８．７５」に、「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に、「１００分の８８．７５」を「１００分の９１．２５」に改める。

第４条　君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の９８．７５」を「１００分の９７．５」に、「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に、「１００分の９１．２５」を「１００分の９０」に改める。

（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第５条　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１５条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に改める。

第１５条の２第２項中「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第1(第4条)

給料表

職務の級 / 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	205,300	251,500
2	206,400	252,800
3	207,600	254,200
4	208,700	255,600
5	209,800	257,000
6	211,500	258,400
7	213,100	259,800
8	214,700	261,200
9	216,200	262,600
10	217,900	263,800
11	219,500	265,100
12	221,100	266,400
13	222,600	267,600
14	224,300	268,800
15	226,000	270,100
16	227,700	271,300
17	228,900	272,400
18	230,500	273,500
19	232,100	274,600
20	233,600	275,700
21	235,100	276,600
22	236,700	277,600
23	238,300	278,600
24	239,900	279,600
25	241,500	280,600
26	243,200	281,500
27	244,500	282,300
28	245,800	283,200
29	247,100	284,000
30	248,200	284,800
31	249,300	285,700
32	250,400	286,400
33	251,500	287,200
34	252,400	288,000
35	253,300	288,800
36	254,300	289,400
37	255,300	290,100
38	256,200	290,900
39	257,100	291,600
40	257,900	292,300
41	258,700	293,000
42	259,300	293,800
43	259,900	294,500
44	260,500	295,200
45	261,100	295,900
46	261,700	296,600
47	262,300	297,300
48	262,900	297,900
49	263,400	298,600
50	264,000	299,300
51	264,600	300,000
52	265,100	300,700
53	265,500	301,200
54	265,900	301,900

55		266, 200	302, 500
56		266, 500	303, 200
57		266, 800	303, 800
58		267, 100	304, 400
59		267, 400	305, 000
60		267, 700	305, 800
61		268, 000	306, 400
62		268, 300	306, 900
63		268, 600	307, 400
64		268, 900	307, 800
65		269, 200	308, 300
66		269, 500	308, 800
67		269, 800	309, 200
68		270, 100	309, 700
69		270, 400	310, 100
70		270, 700	310, 600
71		271, 000	311, 000
72		271, 300	311, 500
73		271, 600	311, 900
74		271, 900	312, 300
75		272, 200	312, 600
76		272, 500	312, 900
77		272, 800	313, 100
78		273, 100	313, 400
79		273, 400	313, 600
80		273, 700	313, 900
81		274, 000	314, 100
82		274, 300	314, 300
83		274, 600	314, 600
84		274, 900	314, 800
85		275, 200	315, 100
86		275, 500	315, 300
87		275, 800	315, 600
88		276, 100	315, 900
89		276, 400	316, 200
90		276, 700	316, 500
91		277, 000	316, 800
92		277, 300	317, 100
93		277, 600	317, 300
94			317, 500
95			317, 800
96			318, 200
97			318, 400
98			318, 700
99			319, 000
100			319, 400
101			319, 600
102			319, 900
103			320, 200
104			320, 500
105			320, 700
106			321, 000
107			321, 300
108			321, 600
109			321, 800
110			322, 100
111			322, 500
112			322, 800
113			323, 000

114		323, 200
115		323, 500
116		323, 900
117		324, 100
118		324, 300
119		324, 600
120		324, 900
121		325, 200
122		325, 400
123		325, 700
124		326, 000
125		326, 300

第６条　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第１５条第２項中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に改める。

第１５条の２第２項中「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第４条及び第６条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　次の各号のいずれかに該当する会計年度任用職員の給与に関しては、令和８年１２月３１日までの間、第５条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度給与条例」という。）の規定は、適用しない。

(1) 特定の時期に任用される会計年度任用職員であって、任期が３か月以内のもの

(2) パートタイム会計年度任用職員であって、１週間当たりの通常の勤務時間が１５時間３０分未満のもの

３　第１条の規定（一般職の職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第１の改正規定に限る。）による改正後の給与条例、第３条の規定（君津市任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第７条第１項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例及び第５条の規定（会計年度給与条例別表第１の改正規定に限る。）による改正後の会計年度給与条例（前項の規定により適用しない場合を除く。以下同じ。）の規定は令和８年４月１日から、第１条の規定（給与条例第２１条及び第２２条の改正規定に限る。）による改正後の給与条例、第３条の規定（任期付職員条例第８条第２項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例及び第５条の規定（会計年度給与条例第１５条及び第１５条の２の改正規定に限る。）による改正後の会計年度給与条例の規定は同年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

４　第１条の規定による改正後の給与条例、第３条の規定による改正後の任期付職員条例及び第５条の規定による改正後の会計年度給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与条例、第３条の規定による改正前の任期付職員条例及び第５条の規定による改正前の会計年度給与条例の規定により支給された給与は、それぞれ第１条の規定による改正後の給与条例、第３条の規定による改正後の任期付職員条

例及び第５条の規定による改正後の会計年度給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

５　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第７号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１１月２７日提出

君津市長　石　井　宏　子

提案理由

一般職の職員の期末・勤勉手当の支給月数の引上げを踏まえ、議会議員の期末手当の支給月数の引上げを行うため、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和４５年君津市条例第５号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第　　号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和４５年君津市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２３２．５」を「１００分の２３７．５」に改める。

第２条　議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２３７．５」を「１００分の２３５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第８号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１１月２７日提出

君津市長　石　井　宏　子

提案理由

一般職の職員の期末・勤勉手当の支給月数の引上げを踏まえ、常勤特別職の期末手当の支給月数の引上げを行うため、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和４５年君津市条例第１８号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第　　号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第１条　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和４５年君津市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の２３２．５」を「１００分の２３７．５」に改める。

第２条　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の２３７．５」を「１００分の２３５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第９号

君津市図書館条例の一部を改正する条例の制定について

君津市図書館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１１月２７日提出

君津市長　石　井　宏　子

提案理由

君津市立中央図書館の会議室等の使用料の額を改定するため、君津市図書館条例（昭和４６年君津市条例第３０号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第　　号

君津市図書館条例の一部を改正する条例

君津市図書館条例（昭和４６年君津市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

別表会議室２０１の項中「６８０円」を「６９０円」に改め、同表会議室２０２の項中「４１０円」を「４２０円」に改め、同表会議室３０１の項中「１５０円」を「２４０円」に改め、同表会議室３０３の項中「１５０円」を「１９０円」に改め、同表視聴覚室の項中「３，１１０円」を「２，８６０円」に改め、同表スタジオＡの項中「１５０円」を「２２０円」に改め、同表スタジオＢの項中「４１０円」を「４５０円」に改め、同表備考３中「５割増し」を「１０割増し」に改め、「ただし、その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年７月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の君津市図書館条例の規定は、令和９年１０月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第１０号

君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び君津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例及び君津市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１１月２７日提出

君津市長　石　井　宏　子

提案理由

君津勤労者総合福祉センターの貸室等及び君津緩衝緑地（西君津）の庭球場の利用料金の上限の額を改定するため、君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成１５年君津市条例第２５号）及び君津市都市公園条例（昭和４７年君津市条例第１４号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第　　号

君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例及び君津市都市公園条例の一部を改正する条例

（君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第１条　君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成１５年君津市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

別表　１　専用使用の表を次のように改める。

１　専用使用

区分	金額（１時間につき）
多目的室１	３１０円
多目的室２	４６０円
多目的室３	６１０円
教養文化室	３１０円
フィットネススタジオ	１，２４０円

備考

１　本市に住所を有していない者、市内に存する事業所等に勤務していない者及び市内に存する学校に在学していない者又は市内に本社、支社、営業所等がない法人等が使用する場合の利用料金は、５割増しとする。

２　フィットネススタジオを使用する者が、当該施設を使用する日において個人使用の表に掲げるサウナルームを使用するときは、サウナルームの利用料金は無料とする。

別表　２　個人使用の表中「１，０４０円」を「１，１４０円」に改め、同表備考１中「２割増し」を「５割増し」に改め、同表備考４中「１，５７０円」を「１，７７０円」に改める。

（君津市都市公園条例の一部改正）

第２条　君津市都市公園条例（昭和４７年君津市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

別表第３の３の表中庭球場（君津緩衝緑地）の項を削り、同表備考３中「庭球場」の

次に「（内みのわ運動公園）」を加える。

別表第３の４の表中「・野外ステージ」の次に「・庭球場」を加え、同表に次の項を加える。

庭球場（君津緩衝緑地）	１コートにつき	一般	１時間　６６０円
		学生	１時間　４９０円
		小・中学生	１時間　３３０円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第１１号

君津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１１月２７日提出

君津市長　石　井　宏　子

提案理由

消防団員の任命の要件及び団員定数を見直すため、君津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和４５年君津市条例第３９号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第　　号

君津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

君津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和４５年君津市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「居住するもの若しくは本市の区域内に勤務するもの」を「居住し、通勤し、若しくは通学するもの」に改める。

第４条中「７８０人」を「８１２人」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第１２号

君津市森林体験交流センターの指定管理者の指定について

君津市森林体験交流センターの指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

記

１　施設の名称　　君津市木のふるさと文化センター

２　施設の位置　　君津市久留里市場１０１８番地

３　指定管理者　　君津市久留里市場９０８番７

株式会社久留里の森

代表取締役　長谷川　真紀

４　指 定 期 間　　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

令和８年１１月２７日提出

君津市長　石　井　宏　子

議案第１３号

内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地の指定管理者の指定について

内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地の指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

記

１　施設の名称及び位置　(1) 内みのわ運動公園
君津市内箕輪一丁目１番１
(2) 君津緩衝緑地（スポーツ広場等）
君津市坂田６１３番

２　指定管理者　東京都千代田区神田駿河台三丁目３番地４
三幸株式会社
代表取締役　橋本　有史

３　指定期間　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

令和８年１１月２７日提出

君津市長　石　井　宏　子

議案第１４号

君津市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成１３年法律第１２０号）第３条第５項の規定により、下記のとおり特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すことについて、同項において準用する同条第３項の規定により議会の議決を求める。

記

１　指定を取り消す郵便局の名称

(1) 松丘郵便局

(2) 亀山郵便局

２　指定取消日

令和９年６月１日

令和８年１１月２７日提出

君津市長　石　井　宏　子

議案第１５号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第２９０条の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

君津市長　石　井　宏　子

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和３０年千葉県告示第４９６号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」に改める。

別表第２第３条第１項第１号に掲げる事務の項中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」に、同表第３条第１項第３号に掲げる事務の項中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」に、同表第３条第１項第１１号に掲げる事務の項中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」に改める。

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。